

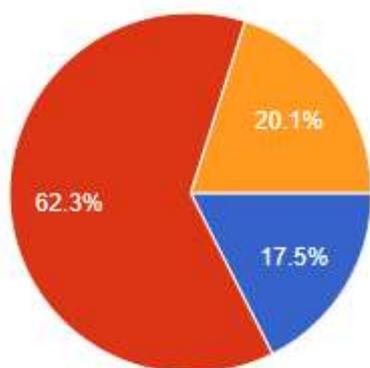
## 特定生殖医療法案骨子案に対する当事者アンケート結果

実施日：令和4年9月12日～9月25日（13日間）

対象者：第三者からの精子・卵子提供で子供を授かる方若しくは授かっている方 436名

有効回答数：158件（回答者：30代～50代、女性78%/男性20%/その他2%）

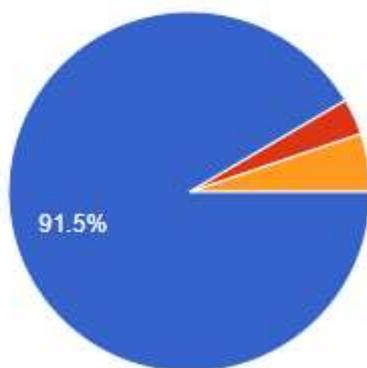
問1：出自を知る権利を認めるにあたり、今回の法案ではドナーは精子提供の時点では匿名か非匿名かを定める必要はありません。提供精子で生まれた子どもが18歳になりドナーが誰なのか知りたい時になってからドナーはドナー情報を開示するかどうかを判断すればよいとなっております。この法案の内容に賛成ですか？反対ですか？



- 賛成
- 反対
- どちらとも言えない

・反対の理由として、提供時点で決めて欲しい（子どもに告知しにくい）：58件、子どもの出自を知る権利を奪う：24件  
・賛成の理由としては、ドナーの権利も尊重すべき：9件、ドナー不足になる懸念がある：2件

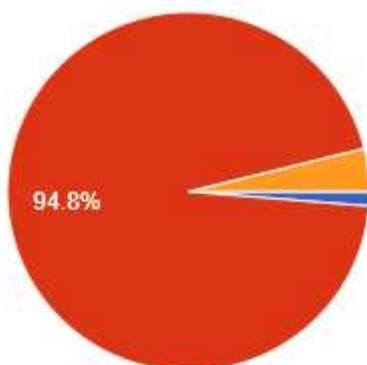
問2：今回の法案では、ドナーが特定されないような情報（ドナーの趣味・特技・ドナーになった理由・病歴など）さえも知ることが出来ない可能性があります。「ドナーが特定されないような情報」だけでもすべての子どもに開示する法案にすべきだと思いますか？



- 開示すべきだと思う
- 開示されなくて良いと思う
- その他

開示すべき内容として、病歴やアレルギー：50件、趣味・特技：25件、ドナーになった理由：17件。その他に、人柄、家族構成、学歴、容姿などがあつた。

問3：クリオスやみらい生命研究所など民間の精子バンクが利用できなくなる可能性があることについて賛成ですか？反対ですか？



- 賛成
- 反対
- どちらとも言えない

反対の理由として、選択肢の幅を狭めないで欲しい：71件、SNSなどの危険な個人間取引が増える懸念がある：34件、ドナー不足になる恐れがある：13件

**■問1で「反対」とした理由、自由記入欄（回答数 94）**

- 1：子に対して出自を伝えるにあたり、意向の変更は混乱を招きかねないため。
- 2：子どもが知りたいと思う情報は全て開示してあげたいです。無精子症なので本来であれば子どもを持つことができない夫婦です。しかし子どもを持ちたい、2人で育児をしていきたい、家族をもちたい、そのような思いでクリオスさんに辿り着きました。親のエゴであるかも知れないですが、その分、子が望むことはできることなら叶えてあげたいと思います。
- 3：子の福祉のために、ドナー情報は全て平等に開示されるべきと考えるため。  
遅くとも子の成人、もしくは12歳以上など子が望んだ段階で、できるだけ早期に開示されるべき。"
- 4：ドナーは精子提供をする時点で匿名か非匿名かを決める必要があると思います。提供をする時点で決めなくて良いとすると、子供が18歳になったときにドナーの情報を知ることができないこともあるかもしれません。そうなると子供の出自を知る権利は保証できません。
- 5：いざ、ドナー開示を求めた時に開示されない場合があるから。
- 6：18年経って、開示してもいいとあとからえらべると言われてもほとんどのドナーさんは開示しないのではないのでしょうか？18年後のことはわからないし、どっちつかず（当たり外れのような）子供に期待させるような方法はやめてほしい。あくまでも生まれてくる子供のための法律であるならばはじめから開示する、しない、とはっきりしているほうがこどものためでないのでしょうか？あとから開示の権利をドナーが選ぶという法案はドナーのためのものになってませんか？子供のためのための法案であるべきなので反対します。
- 7：全く出自を知る権利が保証されていないからです。開示できると明言できないドナーは、当事者からすればいらないです。海外では出自を知る権利が保証され、産まれた子たちは自分のルーツを知る術を持っているのに、日本ではその権限がドナーにあるということになります。非常におかしい制度です。ドナーのための制度ではありません。産まれてくる子供たちのための制度です。権限は子供にあります。
- 8：開示か非開示か分かった上で治療を始めるのが適切。情報開示は子供が18歳になり、知りたいと思ったら開示してもらえようにして欲しい。ずっと開示してもらえんと思っていて、知りたいと思った時に知ることができないというのはあり得ないです。
- 9：なんの意図があってそうするのか理解不明。産まれた子を守るよりドナーの権利を守るのが大事と言われてるみたい。  
自分はクリオスの利用をしていて、産まれた子が18歳になったときに自分でドナーの情報を知ることができる点に心から賛同して納得している。"
- 10：子供がうまれる前からどちらか分かっていたら告知もそのように進められるが、18歳になってからは遅いと思う。また、その子にとっても精神的な面でのダメージが大きいと思う。
- 11：実際に開示するのは子供が成人して開示を望んだ時で良いが、開示するという確約は精子提供時にすべきである。そうでなければ出自を知る権利は保証されないことになる。
- 12：ドナーの人の18年後のその時の気分で決められてしまうのは適切でないと思います。知る事が出来るかもしれないと期待していた子供を裏切る結果になりかねない。それならば治療を行う時点で開示するのかもしれないのか、ドナーが選べるような制度の方が良いと思います。
- 13：法律施行前の提供に関しては、ある一定の地点を決めた上で運営する方が、様々な機関において適

切に運営できると考えるため、やむを得ないと考える。法律施行後の提供に関してはドナーが提供すると決めた時点で匿名、非匿名を決めておくべきと考える。

開示時期については成人である 18 歳からで、氏名、登録時の住所、連絡先、メールアドレスはできれば開示して欲しい。"

14：精子提供について、被提供者が同意する時点で、情報開示の可否、開示する情報の項目が示される必要がある

被提供者は、それをもとに精子提供を受けるか判断できるようにしてほしい

情報の開示時期は、妊娠が確認された時点

妊娠中に医療情報が必要になることが想定されるし、出産時点で子への告知に必要な情報は揃っているべきと考える"

15：生まれてくる子供から選択の自由が奪われてしまうため

16：子が 18 歳以上になり、ドナーについて知りたいと思ったときに、ドナーの氏名や年齢や連絡先を開示し、いつでも連絡できるようにするのが適切

17：提供を受ける当事者から見れば、ドナーさんの情報が開示されることを望む人が多いため、提供時点で選べることは大きな判断材料になります。ただし、提供側の気持ちを考えると提供時点では開示されることを承諾していても、時が経ち環境も変わった時に開示したくないという気持ちになる可能性も理解できます。しかし精子提供を受け生まれた子のことを考えると 18 歳になりドナーさんが開示を拒んだ時に、自身の存在そのものを否定された感情になることも想像されます。そのため、提供時点で開示するかどうかを決めていただいた方が提供を受ける側としてブレなく子育てを行えると考えます。

18：ドナーの開示に年齢制限するのは、この子供は知ってて、この子供は知らないと齟齬が生まれ、混乱のもとになるから。

19：1 番守るべきは生まれてくる子供(ドナーチャイルド)の知る権利であるため、ドナー側の都合で提供後に開示・非開示を決めるべきではない。またそもそも本人の特定ができる氏名などの個人情報は必要か当事者を含め改めて検討した方が良い。

個人的に必要なと思われる情報は以下の通り・顔写真・病歴(ドナー本人とその両親)・本人の性格や趣味、職業などパーソナルな情報 これらの情報に対しドナーチャイルドが成人した際に手続き 1 つでアクセスできるようにする。"

20：子どもの知る権利を、ドナーの都合で奪う可能性があるから。

21：提供する側にも提供する時に先のことを考えて提供する責任を持って提供してほしいからです子どもが知りたい時知れる状態にしておいてほしいです

22：子どもが出自を知る権利を守るために、提供時点から非匿名に同意するドナーのみが登録できる制度にすべき

23：提供する時点で決めて頂きたいです。生まれて来た子供に説明する時に 18 歳まではどうなるかわからないと不安にさせたくはありません。

24：教える側と知る側が、なんとなく守られるようなルールにも思えますが、そうではない気がします。子どもにとって、出自を知る権利はあるべきで、18 歳になったら分かるかもしれない…という曖昧な中で生活をしていかなければいけない不安を募らせるし、家族の関係も懸念されます。ドナーは、きっと助けたい気持ちがある方が多い中、提供した精子で生まれた子が 18 歳になるまでの間、ドナー自

身の環境も変わると思います。提供したときの気持ちを大切にしてほしいし、その気持ちを隠すようなこともしてほしいなと思います。自身の情報を乱雑に扱われてしまうという不安もあると思うので、きちんとした整備を行うことでドナーの情報を守り、提供される側との信頼関係をきちんと取ることが大切だと思います。情報の開示を全て一括りにするのではなく、住所などを開示する場合は、実際に連絡をとる場合など情報の重要度を考えるべきだと思います。

25：開示されるのは提供を受けたときが適切だと思います。開示されない事の方が生まれてくる子どもと向き合える様に思います。

26：提供配偶子で誕生した子供に告知をし、育てていく際に18歳になったらドナーさんに会える・会えないは非常に重要な問題である。会えると思っていたら会えないとなると、子のアイデンティティの崩壊につながる懸念がある。よって、提供時に匿名・非匿名を決定すべき。

27：治療スタートの時点で生まれてくる子供の未来を想像し、夫婦がどのように子供たちに告知し、どう育てていきたいのか覚悟を決めて進んでいるのに、18歳になるまでどうなるか分かりません…というようになると、告知のやり辛さや宙ぶらりんさを感じてしまう。治療の時点で匿名か非匿名かを夫婦が選択でき、生まれてくる子供にその経緯や考えを含め、繰り返し伝えていきたい。

28：提供時に確認した上で適正に処理されるべき。提供時に曖昧にすべき事ではなく、提供者、受領者共に後々不幸にならない為に知る権利の透明性を示すべき。（伝えるのは後年だとしても介する病院、法人が適切に管理すべき事かと）

29：提供時点で匿名か否かを決めておき、匿名であっても子側からの要望とその手続きによって開示もできるのがベストだと思う

30：初めからドナーの情報が開示されていることがベストだと思います。すでにAIDを行なっている方はのちに情報開示される可能性があれば良いと思います。

31：子どもがどの時点でドナーについて知りたいと思うかは個人差であり、18歳という成人に達する以前にその時期が来る可能性が高い。また、18歳に至るまでに両親やドナーが亡くなってしまう可能性もあり、定義に意味を成さないと思われれます。もし匿名が希望であれば、両親がそれを了解したうえで提供を受けた方がよいと思う。

32：兄弟がいる場合、兄弟によってドナーさんを知れるか知らないかが分かれてしまい、兄弟間で情報の格差が出てしまいかわいそうだから。提供を受けた時は匿名か非匿名かを知れば良いが、18歳になった時に情報開示を可能にしてほしい。

33：親が治療を開始する時に出自を守る権利が保障されていないと安心して先に進めない。生まれてくる子どもが18歳になってから情報開示するかどうかドナーが決めるなんて出自を守る意味がない。生まれてくる前から保証されることを確定していなければならない。

34：最初からドナーのある程度の情報は開示してほしい。子どもが知りたいと言った時点で、教えてあげたい。

35：18歳になった子供がドナーさんとの接触は要らないという考えであれば問題ないかもしれませんが、自分の出自に協力してくださった方にお礼をしたいなど18歳になるまで楽しみにする子供もいると思います。そんな時に匿名か非匿名かが18歳になるまでわからないというのも余計なストレスになりかねないため、匿名であるなら最初から決めていただき会えないけれど力を貸してくれた人がいると教えていけるので匿名か非匿名かは決めていただいた方が子供に告知がしやすいと考えます。また、匿

名だった方が途中で非匿名に変わるのとは可としても良いかもしれませんが。最終的にドナーさんとコンタクトを取るかどうか決めるのは子供だと思うので。開示については病院から書面にてドナーさんの人となりや提供にあたってのお気持ちなどがわかる情報を求めます。タイミングは妊娠したらで良いと思います。名前や連絡先など個人が特定できる情報については子供が18歳になるまで病院側で管理していただくからだと思います。

36：最初の提供の時点で匿名か非匿名かを選択すべき。子の出自を知る権利を確保したい親は自然と非匿名の提供を受ける。しかも開示される情報は住所だけではなくてその人が何故提供しようと思ったか、今までの生き様考え方得意なこと好きなものなど性格や内面に寄ったものが知りたい。住所氏名は個人情報なので知れたら普通にいろいろ危険では？18年後に選択できるようになってそんな先のこと自分だってどうなってるか分からないのに、提供側もよく考えず決断を先延ばしにできるようになってしまいそうなものどうなんでしょう。先進の海外でどうしてそんなルールになっていないかを深く考えて頂きたい。

37：私たち夫婦はあえて、匿名ドナーさんを選びました。子どもが将来ドナーさんについて聞いてきた時にきちんと答えられるように、曖昧にしない為にです。18歳になってからの情報では遅いと思います。今と変わらず、ドナーさんを選ぶ時点で匿名もしくは、非匿名を選べる状態が適切だと思います。

38：私が今後精子バンクを利用して出産しても選んだドナーが身元非開示なのでこの件には関与していない形になりますが、生まれた子どもが将来出自を知りたいとなった時に「やっぱり私は身元を非開示にしたい」という判断になったら教えるつもりでいる親御さんやお子さんが可哀想。ドナーの身元を伝えるかは親の考え方によるので、私のような人はどちらでも良いが、しっかりと出自を伝えたいと考える人にとっては不安定すぎるのではないだろうか。ドナーだけではなく、提供された側のことも尊重してほしい。

39：子供の立場になれば、ドナー情報開示は必須だと思う。子供がルーツを知りだかるのは、当たり前のことだと思うし、開示が難しい方は精子提供していただくだけでも良いと思う。それぐらい情報開示は大切な事だと思うから。

40：提供時に意思表示をしてほしい

41：ドナー情報の開示は、もともとドナーにより生まれた子供たちの知る権利を保障するものと理解していますので、ドナー提供者がその時に判断し回答することにより左右される情報であるべきでないと考えます。子供が18歳になり、その子供が望む場合は知れる状況が望ましいですし、ドナー側も提供の段階で匿名・非匿名を選択すべきだと思います。そして、ドナー提供を受ける親も匿名・非匿名を選択できる環境が最も望ましいと思います。

42：子どもが知りたいと希望した時点で匿名とされると、子どもは知る術を持ってない。やはりドナー提供時点で、意思確認は必要で、それによって提供を受けるか否かを選択する権利もあると思う。

43：ドナー目線で参加者を増やす意向なのだろうと察するが、生まれてくる子供の権利に対する配慮が足りない検討内容としか思えない。検討されている法に対しても賛同できない。

44：ドナー登録時に匿名か非匿名かを明示してほしいと考えています。子が出自を知りたいかどうかは子の側が持つべき選択肢であると考えます。また、子が18歳になった時、ドナー自身のご自分の意思を伝えられない状態になっている可能性もあると思います。ドナーの意思を尊重するためにもドナー登録時に意思を伝えておくことが大切だと思います。匿名化非匿名化を迷っている間はドナー登録すべき

ではないと思います。開示してほしい情報氏名、住所、生年月日

45：私たち（無精子症）夫婦はドナー情報を開示してくれるドナーを選択しました。産まれてきた子が18歳を過ぎてからドナー情報を知りたいか、知りたくないかは分かりませんが、どちらの選択も可能だからです。知りたいのに知ることができない場合、出自を知る権利がないのではないのでしょうか。

46：精子提供した子が18才になったときに、ドナーが金銭的に安定していない生活を送っていた場合、「ドナーである」ということを前面に出して、経済的な支援を求めようとすることも考えられるのではないか。

47：出自を知る権利として子供がドナーの情報を知ることができるかできないかはとても大きな影響を与えます。そのため子供が知りたいか知りたくないかは18歳になってから決めるのは賛成ですが、ドナーは提供する段階でどちらか決めておいてほしいです。

48：18才ではまだ未熟な精神年齢と考えるため、告知を年齢で決めるのはあまり好ましくない。（人にもよるが、精神年齢は生活レベルや環境でも大きく違ってくると思う。また、取り繕うのが上手いだけの人が多数で、精神的には弱く悩みやすい）一方で父親の無精子症については幼少期からしていくということに賛同する。AIDの場合、幼少期から父親の無精子症だと話すことは家庭によっては父親のためにも必要と考える。告知と切り離せない問題点だが時期を義務化すべきなのか？疑問。知る権利としては権利は子供のもので親の義務と混同してしまい、知る権利と称して親が先回りしているようなところは、すこし考えるところがあった。人の考えや気持ちは様々で、知りたくない、知りたかった、知りたかった人という人も後々の気持ちと当時の気持ちは差があるのではないかなど様々いると思うので多様な法案が望ましいと思う。ブラッシュアップは必要だがドナー情報開示はドナー側はドナーとなる時に。生まれた子供は知る権利として年齢ではなく何かが出来るようになったとき、乗り越えられたとき、…例えば旅を1人でさせられたとか全寮制を無事卒業できたとか子供が何かしらのサインを見つけたとか(例が非凡になりすみません)親が成長を判断したとき。本人が気づき希望したとき。親がその経緯を話すこと、記録可(文章、ビデオ、媒体問わず)し丁寧に資料など添えて大切に説明することを義務化。簡素化できることではないのでなるべく具体的に示せるといいと思う。

49：子どもがドナーさんへの情報開示を求めたら、それに対応する環境があった方が良くと思います。そこはドナーさんが選択するのではなく、あくまでも精子提供で生まれた子どもが決めることだと思います。この場合だと、子どもが情報を開示してほしいと言っても、ドナーさん側から匿名にされてしまうと、情報がわからないということになってしまいます。それなら匿名、非匿名を初めに決めておいた方がいいのではないのでしょうか？そもそも、自分が生まれたルーツを知ることの何がいけないことなのか、子ども目線での法案を検討して欲しいと思います。

50：子どもが18歳になった時に、知りたいと言えば知らせてあげたい。子どもの気持ちを第一に考えてほしい。

ドナーの方は、精子提供に理解のある心の優しい方だと思っています。ドナーの権利を守ることも大事ですが、メールや電話だけでも接点はもてるようにしておいてもらいたいです。"

51：出自を知る権利を認めるといっても、全くドナー情報をしれない子供も生まれてしまうため。はらメディカルさんのやり方のように、ドナーさんの権利を重視しながらも個人が特定されない情報は最低限開示してほしい。

52：提供の時点で開示・非開示は決めるべき。子供が18歳になって自分の遺伝的ルーツを知りたくな

った時にドナー側に開示を拒否されて知ることができない状況は、非常に残酷だと思う。親として、そのような子供の心を傷つける可能性があれば、告知に進みづらいし、隠し事しておくことが親子関係に悪影響があることはすでにイギリスの研究ではっきりしている。

53：ドナーの力を借りて親になる人は産まれてくる子どもの出自を知る権利を最大限守ろうと考えていると思います。ドナーがどこの誰か、少なくとも子どもが知りたいと思ったときに迅速に開示されるのがよいと思います。できれば、親としては、ドナーがどこの誰かを把握しておきたいので、可能であれば提供を受ける時点からのドナー情報は必要だと考えます。

54：開示か不開示かわかった上でドナーを選べるといいと思います

55：精子提供時点で決めるべきです。生まれてから死ぬまでの、病歴などの医療に関する情報は開示してほしいです。

56：精子提供時に、病歴や血液型などを情報開示されるのが適切だと思います。

57：提供の時点で、匿名ドナーなのか非匿名ドナーなのかの区別がなされていることが、子どもへの告知を行う際に重要だと思います。開示されると期待を持たされた挙句に期待が裏切られるようなことがあってはなりません。

58：あとから選択肢を決めれるということを書いてとりあえずドナーを増やしたいだけの法案に感じる。結局は後から開示してもらえないとなれば生まれた子供の出自を知る権利を守っているとは言えないと思う。

59：提供時点で決めなければ、提供を受ける側の家族、こども本人の心的負担がずっと減らないため

60：ドナーが精子提供する時点で匿名か非匿名かを決めて提供してもらうのがよいと思う。子どもが大きくなってから判断するのでは、子どもに過度な期待を持たせてしまうかもしれないから。氏名や住所などの情報は、むしろなくてもよいと思う。

どのような趣味嗜好の持ち主なのかとか身体的特徴とかアレルギー情報や病歴、なぜドナーになったのかという情報がわかるようにしてほしい。"

61：ドナーを特定される情報は子どもが18歳以上になってから、必ずドナーにも子どもにも事前カウンセリングを実施してから実施する。ただし、実施時は非匿名でと考えていても事情が許さなくなるドナーへの配慮は必要だと考える。

62：匿名か非匿名か分からなければ、告知する時にどのようにすればいいか分からなくなる。

63：18年後まで匿名か非匿名かわからないままでは子供になんて告知していいのかわからない。せめて提供時には夫婦がどちらの精子で治療を受けるのか知っておくべきだとおもう。

64：ドナーの判断で開示を拒否された時に子供が傷つくと思うので、開示非開示はあらかじめ決まっていた方がよいと思います。

65：私たちにとってドナーさんは手を差し伸べてくださるかけがえのない存在です。ですから、ドナーさんの想いも尊重されるべき。とは思いますが、しかし、18年会えるか会えないかその場になってみなければわからない。というような時の運任せのような状態は子どもにとってはあまり好ましい状態ではないかな。と考えました。ですから当事者の立場からは反対という意見とさせていただきました。私の意見としましては、民間バンクのような提供時点で匿名・非匿名と分かる状態がわかりやすいです。

66：18年はドナーの近況など変わってしまいかねない長い年月なので

67：こちらの法案もなぜドナーの方が決めなければいけないのかわかりません。ドナーの方を決める際

に、子どもの将来を考えて匿名か非匿名にするかとても重要なことです。この法案があがった理由を知りたいです。

68：本人の特定が不適切

69：AID で授かった子を育てている親の立場だと、子供に AID の告知をしていく上で匿名非匿名が 18 歳まで確定しないのは、影響の大きい部分である。非匿名のつもりで提供を受けてもやっぱり匿名でとなると子供の知る権利を守れない精子提供を受ける際に、匿名非匿名か、ドナー情報開示可能か知りたい

70：ドナー提供の時点で、開示を希望します。出自の権利について、ドナーにもしっかりと考え提供してほしい。子どもが 18 歳になってドナーが知りたい！と手続きをとったときに、連絡がとれるドナーに協力をお願いしたい。

71：子の出自を知る権利を担保するために、情報開示が約束された提供を受けたいと思う患者は多いと思います。

72：子供が 18 歳という成人になった時点で、ドナーが開示・非開示を選べるというのは、ドナー側だけを保護しているようにみえる法案で、当の子供や親の気持ちを全く考えていないと思います。他の子ども達と同じように、精子提供で生まれた子供にも自分の出自を知る権利があります。また、そのドナーを選んだ親にも、それを子供に知らせる義務や責任があります。

本人の特定につながるような情報開示有無については、ドナー選びの際に判明しているべきです。"

73：生まれてくる子供たちの出自を知る権利をもっと大事に考えてほしいです。ドナーになってくれる方の権利を尊重するのも大事だとは思いますが、ドナーになる、と決めた時点で情報開示か非開示を決められるのならばドナーの方の権利も尊重出来ていると思います。

74：匿名か非匿名か分からないまま提供してもらうということは、子どもを授かったとしても 18 年間はどうなるか分からないまま生きていくということになります。告知をする上でも曖昧な伝え方をしなければいけないこともあり、子どもも不安な気持ちになると思います。提供時に決めていただきたいです。

75：何を優先した法律なのか意味がわからない。生まれてくる子どものことを全く考えていない。

76：提供してくれる時点で匿名か非匿名かは決めておいた方がいいと思います。(氏名や住所など)。もし、子供が知りたくなくてもその時に、それを拒否されたら知ることはできなくなるからです。開示か非開示かは元から決めてもらい、それを夫婦が選択する方が良いと思います。

77：当初から開示すべき。子供ができたとして、育てて成人した時に気持ちが変わり、本人特定ができることになると、子供と引き離される可能性もあるため

78：ドナーの確保も大切なので、匿名の人がいてもいいのかもしれない。しかし、今後はドナーの利用がもっと自然と受け入れられる、否定的な意見にさらされることのない世の中になってほしいと願っている。そのためにも、ドナーを利用する全ての子供のためにも、ドナーが非特命であることが当たり前世の中になることが望ましいと思うので、反対とする。

79：ドナーはドナーとなる段階で情報開示について選択出来るが、実際に生まれた子が出自を知る権利を保障できていない。ドナーになる人はドナーになる段階で覚悟を決めるべき。

80：アメリカの卵子提供では親になった人にドナーの遺伝子情報を伝えることになっているようです。そのような重要なことも含めて親と子にドナーについて知る権利があると思います。またドナーについ

でも早く法整備を求めます。

81：子が18になってから決めるのでは、匿名になる可能性が高いと思う。提供を決めた段階で非匿名にした場合、出自を知る権利が守られるような情報開示をお願いしたい。非匿名を求めている人はたくさんいると思うからその情報を安易に変更しないでほしい。

82：精子提供の時点でどちらかの覚悟を持っておいてほしいです

83：18歳になるまで子どもは情報を知れるか知れないか確定しないのはどうなのか。やはり知れると期待してしまうと思うので、いざ知れないとなると自分を否定されたようで辛い。最初から知らないと分かっていたら諦め？納得しやすい。提供時に匿名非匿名を選択できると良い。提供時に非匿名の人は18歳のときに開示、提供時に匿名の人は18歳のときに再確認する。提供時は匿名と考えていても18年後には匿名に変えても良いと心変わりすることもあると思うので、結果全員が非匿名になれば良いなと思う。非匿名→匿名への心変わりもあると思いますが、

84：ドナーは精子提供時に匿名か非匿名かを決定し、非匿名の場合、精子提供で生まれたこどもが18歳になるときに、ドナー情報を開示していただく。ドナー情報は趣味、特技、出身地、可能なら名前や住所など。

85：子どものアイデンティティの確立や生き方を考えるためには、子どもが18歳になった時に、ドナー情報の開示希望があった場合、確実に開示するべきだと思う。

86：生まれてくる子供が不安になりそう

87：ドナーは提供時点で匿名、非匿名をきめ、治療に入る前に選択できるようにすべき。どちらかわからないまま生まれた子供に告知をしていくのは困難。

88：ドナーの意向は精子提供時点で決めておくべき。精子提供で子を持つ親は、子供への出自を知る権利を最大限尊重したいと思い、また、当事者である子供もそれを望んでいる。出自を知る権利を考えられなかった時代の当事者の声は各所で上がっており、ドナー情報の開示を求めている。親がどう子供に説明するのにも影響し、子供が知りたいと思った時点でドナーが亡くなっている、連絡が取れなくなっているリスクもある。日本で生まれた子供は、生まれた方法に関わらず平等に出自を知る権利を認めるといふ、ごく当たり前のことをするためには、ドナーの意思は提供時点で確定させるべき。

89：精子提供の時点で匿名か非匿名か決めるべき。AIDで産まれた子供がドナー情報を知りたいと意思を持った時点でドナー情報を開示すべき。

90：反対です。ドナーを募集するにあたり、ドナーさんにとって匿名である事は、提供のハードルを下げることになるかもしれません。ドナーさんが集まらないと治療出来る方も限られてしまいますので、ドナーさんにとっては後から決めれる選択肢があるのは素晴らしいことです。しかしながら、提供を受ける親やドナーチャイルドの目線からですと情報を知ることが出来るかもしれないし、そうでないかもしれない、わからないというのは非常に不安です。特に子供にとっては自分の出自について情報が得られないのは、その子の人生にとって耐えがたい苦痛を感じる場合もあります。民間の精子バンクでは非匿名のドナーさんも多く一度非匿名を選ぶと変える事は出来ません。海外精子バンクの成功例からみても、子供の知る権利を守るため、提供時に匿名か非匿名か決めなくていいということには反対です。

91：ドナーが選択時に情報を提供する意思があるかどうかかわからないというのは、恐ろしい考えです。精子提供を受けた多くの親は、自分の子供が精子提供者と将来関係を持つ可能性を受け入れています。このため、ドナーが連絡可能かどうかを知ることが、重要な決定要因です。加えて、ドナーに連絡でき

るかどうかがまったくわからない場合、成長するにつれて子供が自身に対して不確実性を感じ、それが大きな負担やストレスとなる可能性があります。

92：ドナー提供した時点で、匿名か非匿名かを決めてほしい。なぜなら、ドナーを選ぶ時点でその情報は1番初めの選択肢になるからです。私はまず情報開示をしているドナーから選び、さらに絞って決めていきました。18歳になった時点でドナー情報が最新かどうか分からない、変わっているかもしれないという説明を受けましたが、それでも開示していて、知る可能性があるということは非常に大事だし、自分のルーツを知りたいという思いは出てくると思うので、子どものためにも選択肢を残しておくべきと考えます。

93：最も優先されるべきは子供本人の意思であって、ドナーが後から匿名、非匿名を決められるシステムにして欲しくない。非匿名のドナーを選んだつもりが、後から匿名にされる場合も有り得る。クリオスのように、最初から匿名、非匿名を決めて、子供が18歳になった時に、子供が情報を知るかどうかが決められるようにしてほしい。

94：子どもは18歳になったときにドナー情報の開示がされるのではと期待してしまうと思う。期待に反して開示されなかった場合、大きなショックを受けると思うため提供時に匿名か非匿名か決めた方が良いと考える。また、ドナー情報はドナーの生存の有無に関わらず開示されるようにしてもらいたい。

## ■問2で「開示すべきだと思う」理由、自由記入欄（回答数 131）

1：ドナーは提供をする上で検査など様々なステップを踏むため、【ドナーが特定されないような情報】を提供することは大きなハードルではないと考えており、協力していただける方は多いと思う。対して、子どもにとっては大きな情報となるため提供していただきたい。

いつ頃→提供を受ける時点で両親が知り、子どもへ知らせる時期は選択できるようにしたい。情報→ドナーになった理由、病歴、アレルギー"

2：子の立場から考えるとドナーとなっていた方についての情報を知るにあたり、少しでも情報があってほしいと思うから。出産前に開示され、少しずつ伝えていきたいと考える。

3：特に病歴に関しては、子どもの人生に関わります。わたしたちのもとに産まれてくれた子どもに、不利益なことは排除してあげたいです。

4：ドナーの病歴などは遺伝性疾患の可能性もあるため、病気がわかった段階でなど、早期の開示をすべきと思います。

5：精子提供をしてくれたドナーがどんな人なのか、個人が特定されない情報から人となりを知れることは、子供が自分のルーツを感じる手助けになります。精子提供をうける時点、もしくは、子供が希望的した時点でドナーが特定されない情報は開示すべきだと思います。

6：ちゃんとここは知れるほうが安心する。

7：子供には知る権利がある。

8：告知と同時期に教えてあげたいので子が4～5歳にはドナーになった動機と趣味特技は知りたいです。病歴はなるべく早く知れると良いと思います。

9：開示できる情報はたくさんあるほうが良い

■問2で「開示すべきだと思う」理由、自由記入欄（回答数 131）

10：今現在1歳の子供がおります。私がAIDをしたときはドナー情報は一切開示されない約束でした。ただもし、子供がそれを望むのであれば、自分のルーツとして望む子供には開示の権利を与えてほしいです。

11：少しでもドナー情報を知ること、生きた人間が介されて自分が存在していると実感できるからです。必ずドナー情報は必要です。何も情報がない中で自分が産まれたということは、どこから来たのか、なぜその人の遺伝子なのか、自分が存在している立ち位置がわからなくなるでしょう。特定されない情報ならなおさら親に、子供に伝えるべきです。

12：ドナーが特定されない情報だけでも知ることができたら、子供自身がドナーさんはこんな人なんだと存在を確認できて、アイデンティティの形成に繋がると思うから。時期は18歳頃、内容は上記のドナーの趣味・特技・ドナーになった理由・病歴などに加えておおよその身長、体重、業種など教えていただけるといいかなと思います。

13：自分のルーツを知る上でそのような話が自然にできる方が子供の権利が守られていると言えると思うから。産まれたときから知っていて子供が知りたいと思った時に自然に伝えて行きたいと思うから最初から開示すべきだと思う。

14：治療をする際に、遺伝性疾患や病歴だけでも知りたい。

15：精子提供時に開示すべきである。夫側と少しでも似ていたり共通点のあるドナーを望むのは自然な感情であり、子供もぼんやりとでもドナーがどんな人かを知ることがアイデンティティの確立に重要であると思う。

- 16：2と同じ、海外の例を参考にすべき
- 17：多少なりとも何か情報があると良い。
- 18：子供にその情報を伝える事が出来る。
- 19：親としては、病歴、特に遺伝性疾患はできる限り開示していただきたい。子供の気持ちを考えると、ドナーの趣味・特技・ドナーになった理由も知りたいだろうと思う。
- 20：根本的には非匿名精子が望ましいと考えておりますが、それが叶わない場合には少しでも遺伝的な特性がわかる情報があるべきと考えます。
- 21：子供が自分のルーツを知りたいと強く望んだ時
- 22：妊娠判定後、ドナーがどんな方かわかる情報を少しでも多く知りたい。
- 23：病歴については配慮すべき情報のため開示をするかはドナーさんに判断を委ねるのが良いと考えます。ただし提供を受ける側としては子がどういう病気になりやすそうなのかなどの情報につながることもあるため開示していただきたい気持ちは大きいです。その他の情報に関しては基本的に開示していただきたいです。特に提供した理由などはドナーさんの人柄に触れ、子が自身の出自に誇りを持つことにつながると思います。
- 24：例えば、釣りが趣味な男性で、何が特定されますか?特定されなければ、ある程度の情報は要望されれば、提示されてもいいと思います。
- 25：2の回答の通り
- 26：子どもの知る権利を守る為。子どもが自分の考えをしっかり持つ頃(個人的には10歳以上)に、子ども自身が知りたいと思った時に、子どもが知りたいと思う、ドナーの年齢・職種・住んでいるエリア・趣味・特技・ドナーになった理由・病歴(特に遺伝的なもの)などを知りたいです。
- 27：どんな些細なことでもドナーさんのことは知れればよいと思います。病歴は子どものためにも関係があることなので確実に開示さ
- |                                   |
|-----------------------------------|
| ■問2で「開示すべきだと思う」理由、自由記入欄 (回答数 131) |
|-----------------------------------|
- 28：提供していただいた側が知りたいと思った時に知れるいつでも開けた情報であるとよりいいと思う。
- 29：子どものために、可能な限り多くの情報を開示すべきだと考える
- 30：何も知らされないのであれば、治療を躊躇する人が増えると思います。最初にドナーを選ぶ時から、最低限の情報でも知る事で治療の安心感に繋がります。情報開示、非開示どちらになっても子供自身も自分の人となりを知るヒントになると思います。年齢、病歴、血液型、人種、ドナーになった理由
- 31：命に関わる事のある、病歴だけは知っておきたいです。
- 32：せめてどんな人かは知りたいだろうと思うため
- 33：提供してくれる人がどんな気持ちで提供してくれたのか知りたいし子どもに伝えたい
- 34：自分のルーツの一片でも知りたいと思うのは当たり前のことではないか。個人が特定できないように加工された情報すら非開示の方向としているのか、意味がわかりません。
- 35：特定生殖補助医療は通常の行為では無い事が前提。対象者は他に手段がなく頼る人が多いかと。その上で、提供者の少ない情報さえも知る必要がないというような判断をされるのは特定生殖補助医療に縁が無い方がするもの。当事者として思慮願いたい。
- 36：既に生まれている子どもたちの意見を拝見すると、趣味や特技は本人への遺伝につながる部分なので知りたいものだと思う。(会ってどうにかなりたい(例えば父親と認めてくれ!など)ではないと思

う。)私自身、親の離婚で会えなくなった父親の趣味や性格を後から知った時は嬉しかった。家族の中でなぜ自分だけキャンプや温泉が好きなんだろうと思っていたが、離婚した父親と同じ趣味と知れると納得できた。人は「自分のルーツ、を知りたいものだと思う。

37：我が子の何かしらのルーツを知れる手段があることは、本人にとってもドナーの方を感じれる機会となり有意義だから。

38：子どもが希望する場合は、希望者すべてに希望の情報が開示されるようにしたい。顔写真、音声、エッセイ、病歴など

39：精子提供を受けるとはいえ何かしら夫と共通部分が欲しい。もちろん本人の精子での妊娠ができるように推進すれば別だが時間がかかるので

40：癌など病気に関しては開示する必要があると思う。提供に頼っているからこそ、知りたい

41：AIDを行う際に1度開示、子が情報を知りたいと思った時にいつでも開示が理想です。

42：子どものルーツを知る上での情報は少しでも多い方がよいと思うので。

43：ドナーで生まれた子供は、自分のルーツを知ることが困難であり、少しでも、どういう人から提供して頂いたのか知ってほしいため

44：生まれてくる子どもがアイデンティティクライシスに陥らないよう、知りたいと思った時にルーツを辿れるように保証されていないと、現在同じ理由で苦しんでいるAIDで生まれた人たちと同じ事になってしまう。海外では保証されている国ではAIDで生まれてきた人は出自を守る権利が保証されていることにより、自分が何者なのかという不安にかられることなく幸せに暮らしている。日本でも是非そうすべきだと考えます。

45：精子提供で子どもを授かる親は、子どもが言葉のある程度理解できようになったら、出生について話をする方がよいと言われていました。

そう言ったことから、提供者の情報は親だけでも知っておきたいです。(提供を受ける時点で)そうでなければ、提供者を信用すると言った観点から、提供を受けにくくなります。提供する側も情報開示することで提供しにくくなるかもしれませんが、逆に嘘をついて提供(病歴など)されてしまっただけは、困ります。提供を受けなければ子どもを授かれない夫婦の足元を見るような法案だけは避けて頂きたいです。"

46：ドナーさんがどうしても情報が知られたくないと言うのであれば無理強いはできません。しかし、困っている私達に協力してくださった方がどういう方でどういう気持ちで協力してくださったかなどが知れるとより良い子育てに繋がっていくのではないかと思いますので開示することを基本とすることを希望します。内容はドナーさんの人となり(できればその方の少し詳しい情報)や提供にあたってのお気持ちなどがわかる情報を求めます。

47：子が希望したらいつでも、ドナーの趣味・特技・ドナーになった理由・病歴など知れる。自分だったら、成長過程でこのようなこと普通に知りたいと思うから。

48：提供を受けたい夫婦にとって、病歴は、ドナーを選択する際に既に必要だと思う。何より子供のために知りたい。ドナーになった理由も、できれば提供を受ける前に知りたいし、子供に告知する際に教えてあげたい。(伝えても良い理由であれば)

49：ドナーさんを選ぶ時点で、ドナーさんも了承している情報は全て開示されるべきだと思います。私たち夫婦は、あえてそういったドナーさんを選びました。重複しますが、子どもが自分の出自について

詳しく知りたいと思った時に、きちんと対応してあげたいからです。

50：子どもが自分のルーツを探りたい気持ちが強い場合、ドナーが特定されるような情報でなくとも、情報が開示されるのが望ましいと思う。どんな些細な情報でも知りたくなると考えますし、知る事で救われる部分があると思います。

51：ドナーを選択するにあたって、リスクを回避するために遺伝性の病気がないかや、自分達の見た目や血液型に合わせるために髪の色や瞳の色などの情報は重要です。それが全くわからなくなるというのは、これもまた提供される側の権利を奪うだけのことだと思う。趣味とかは必要ないと思いますが、生まれた子どものリスクになりかねないような上記の部分についての情報はドナー選択時にないと困る。

52：子供側の立場になって考えていただければ、分かると思うのですが、法案を決めていく方々は自分の親の情報知りたくありませんか。また、情報は子供が生まれた時点で可能な限りの情報を開示すべきだと思います。

53：子供には出自を知る権利があります。非開示希望の方は強制はできませんが、基本的には開示希望の方が近親婚予防のためにも良いかと思います。

54：ドナーが特定されないような情報の方がもしかしたら子供たちとご家族にとって、知ることができたら良い情報なのかもしれないと思います。子供のアイデンティティに影響があると思いますし、非開示の状況だと病歴についても不安がつきまとうと思います。問2の情報よりも開示ハードルとしては高くないのではないかと感じます。

55：そもそも何のために確認したのかという話である。開示すべきでない判断するなら、そもそも書く必要がないのでは、聞いているからには開示する選択肢が用意されて然るべきだと感じる

56：病歴など子どもの身体に関わってくる可能性が高いことは開示してほしいと考えます。出生児直後から関わってくる可能性があるため、ドナー登録時に明示してほしいと考えます。ドナーになった理由や趣味もできる範囲で明示していただけると子どもにとってはドナーのイメージがしやすく、自分の出生にどんなお人柄の方が深く関わっているかを知ることが子どもの安心につながる場合があると思います。

子どもが知りたければ知れる、ということが大切ではないかと考えます。"

57：自分の血縁者が他人だと分かったら、その人の病歴は知りたいと思うし、ドナーが特定されなくても、血縁者がどういう人間なのか少しでも子は知りたいと思う。精子提供された段階で提供者に情報を開示してほしい。幼い頃から子には親から言い聞かせることが大切だと思う。

58：子ども自身の子どもの出自を知る権利を守るため

59：私たち夫婦がドナーを選択する時はドナーの趣味、性格、赤ちゃんの頃の写真など少しでも夫に似ている人を重要視しました。クリオスさんのドナーは健康であることが前提なので、その点はとても安心して選択できました。情報がほぼないまのドナー選択は恐怖さえ覚えます。

60：病歴は遺伝する可能性のある情報であり、開示する必要がある。情報が開示されていれば、産まれたあとも注意することができると思う

61：子どもの立場で考えたときに、自分のアイデンティティを知るきっかけは少しでも多い方が心身の安定に繋がると思うから。

62：時期については、法律の意味を理解できていること。具体的に、との例は上記回答2に準ずる。

(いつ頃と確定できていません)希望したものを知れない場合もそれを理解して精神的にも余裕のある判

断が出来ると思えられる時期。内容については自身のアイデンティティーに関わる必要なものすべて。

63：私達は病歴や趣味などを参考にしてドナーを選んだので

64：子どもが知りたいと思った時に情報が開示されることが良いと思います。特に病歴などは子ども自身が病気になった時に原因を突き止めるためにも知れる方が良いのではないかと思います。自分がどんな人から生まれたのか、どんな思いで提供してくれたのかなど、知りたいと思えることを知れることで安心するところもあると思います。精子提供で子どもを授かった夫婦は早くから告知をするように考えていると思うので、18歳と年齢を決めずに子どもが選べるようにしていくことが大事だと思います。ドナーさんへの配慮ももちろんですが、もっと生まれてきた子どもに対して子ども自身が情報開示を選択して求められるような法案になってほしいと思います。これでは大人ばかりが守られ、子どもたちの出生を知る権利が守られていないと思います。もっともっと、無精子症で苦しむ夫婦や家族が生きやすい世の中になりますように。

65：遺伝の有無を問わず、体質や能力を知りたいと思った時に、知ることができる必要があると思うから。子供本人が選ぶことさえ出来なくなるのはおかしいと思う。

66：子のためには病歴は必要。

67：子どもが知りたいと言うことは、教えてほしい。子どもが知りたくないと言えば、無理に教える必要はないが、知りたいと思った時に知ることのできる状況にはしておいてほしい。家族の中に秘密があるのはよくないです。

68：個人が特定されないならばドナーさんにデメリットがありません。逆にこういったことは、子供の立場からとても知りたい情報です。

であれば、すべての子供に開示されるべきです。"

69：病歴は子供が病院にかかる際に必要なもので、できるだけ早く（治療の時点、遅くとも出産の時点で）開示してほしい。

70：ドナーの人となりや病歴などは、ドナーを選ぶ上でも、子供を育てていく上でも大変重要な要素になってくると思います。ドナーはどこの誰でもいいわけではありません。ドナーを選ぶときに、ドナーの氏名、住所、趣味特技、ドナーとなった理由や病歴などの情報が知りたいです。

71：できる限り多くの情報を子に伝えることが必要と考える。早ければ早いほどいいと思うが、遅くなってでもできるだけ多くの情報を伝えたい。

72：2で回答したとおりです。

73：精子提供時に、病歴や血液型などを情報開示されるのが適切だと思います。

74：個人の特定に繋がらない情報は、提供時点で開示されるべきです。私は米国で匿名の日本人卵子ドナーから提供を受けましたが、ドナーさんの趣味や兄弟構成、提供を希望した理由など、人柄を想像する手助けになるような多くの項目について開示を受けており、その内容は全て子どもに告知する予定です。

75：子どもが開示を求めた時、病歴は今後の予防も兼ねて知りたいと思う

76：子供にドナーさんの協力があって生まれてきたということをお小さい頃から自然に伝えてあげたい。告知していく過程で趣味や特技など子供が理解出来る年齢を親が考慮し伝えてあげられるように、そもそも提供の時点である程度の情報はわかるようにしてほしい。

77：こども本人の心身の健康を保つために必要な情報のため

78：病歴に限っては生まれてくる本人も自覚がない間に病気が進行する可能性があることを踏まえると、生まれてくる子供の健康を考えるのは必然的なため小学高学年から遅くても成人までには開示されるとよいと考えます。なお、生まれてくる子供の発達状況によっては必ず開示しなくてもよいのだろうと思います。

79：理由は、アレルギー情報がわからないのは実際に病院や問診で聞かれた時に困ったところであるから。開示されるタイミングは、子どもが生まれたら。どのような趣味嗜好の持ち主なのかとか身体的特徴とかアレルギー情報や病歴、なぜドナーになったのかという情報を知りたい。

80：可能な限り幼少から、子どもの理解に合わせてできると良い。

81：ドナーにも被害がなく、また子供が知りたいのは当然だから。むしろ今の法案の趣旨が分からない。

82：血液型だけでなく、少しでも主人に似た子であったり、思いに共感できると良いと思う。

83：自分がAID児であれば、ドナーの方はどんな人なのか気になるし、興味があるから。

84：病歴や体の特徴、ドナーになった理由、趣味、特技 など妊娠したら教えて欲しい。

85：子供が自身のルーツにどんな意味を感じるかはわからないが、それを知る権利があると思う。

86：精子提供で生まれて大人になった方が、自分は母親と精子というモノから出来ているように感じる、というような記事を読んだことがあります。私は当事者ではないので想像しかできませんが、自分が精子提供で生まれたら、提供者がどんな人なのか気になると思います。提供者の人柄だけでも知ることができたら、あたたかい人間から生まれたということ少しでも感じられるのではないかと思います。自分の子どもにも、あたたかさを感じて欲しいと思います。

87：病歴など身体的な特徴については知っていたほうが健康管理の面でもメリットは高いと思う

88：精子提供を受ける時点で開示できる全ての情報を子の親に開示すべきと思います。私はクリオスであらかじめどんなドナーだったかの情報を得て子供を育てていますが、性格や体の特徴など子供を育てる上であらかじめ知っていてよかったと思う情報が多いです。特にアレルギー情報は開示しない場合、子供のアレルギーが重篤化する可能性があるため、絶対に公開すべきと思います。

89：これは一番知りたい情報です。血のつながりを越えた家族になりたいと思っていますが、どうしても遺伝というものはあります。病歴や体質は子の健康面において知っておきたいです。また趣味や特技なども少なからず影響を受ける部分があると思います。

なにもわからないドナーさんの影は助けてもらう私たちでさえ、不安に思う部分があります。ですが、ドナーさんの人柄などが断片的でもわかるだけで、ここはドナーさん似なのかな？などと身近に感じ、かけがえのない存在として受け入れていくことができると考えます。当事者としてこの重要性を訴えかけたいです。こちらも民間バンクのような情報の開示をモデルにもらえる、安心して提供にすすむことができると考えます。デザイナーズベイビー（特に外観や学歴で）のような否定の考えを示される方もいるかもしれませんが、そんなことはありません。そもそも、私たちは夫に精子があるのであれば夫の精子で子を授かりたいのですから。"

90：子どもに告知する段階（幼少期）から、個人を特定できない範囲の情報ならば伝えたい。ドナーの病歴は子どもが受診する際に必要。告知された幼児期から、子どもの知りたい気持ちを尊重するためには、出産してすぐに両親がドナー情報を知れると良い。

91：ドナーを利用したいと思った時、ドナーの人柄を知りたいと私は考えます。そのため、人柄や既往

歴などを知ること、安心した気持ちでドナーを受け入れることができるからです。

92：ドナーさんの特定に繋がらない情報は是非開示されてほしいと願います。子供の立場からすると、最低限知りたいことかも知れません。趣味や遺伝的疾患や特技等々を知るだけでも、「自分の存在って一体何なんだろう…」という孤独な悩みが少し減ると思います。ドナーさんが趣味としてすごくハマっていたものを真似して始めてみたらその子の人生がもっと楽しくなるかも知れないし、子供自身が野球にハマり出したら、子供は「ドナーさんも野球やってたかな？」と知りたくなると思います。

93：ドナーに会えないとしても、どのような人なのかを少しでも知る事ができる仕組みにしてほしい。18歳の時には顔や特技、病歴等がわかるようにしてほしい。

94：ドナー情報は、子どもにとってとても重要なことだと思います。18歳になったら、上記のような趣味や特技、ドナーになった理由、病歴が知れるとこういう方なんだと子ども自身と似ているところがわかると自分のルーツがわかって子どもにとってとてもいいことだと思います。親自身も少しでも情報があるとどんな方か知ることができて嬉しいです。

95：ドナーのそうした情報を親が知ること、子供に伝えられることは、親、子供双方にとってよいことがあると思うので

96：夫婦でドナーの身長体重、趣味、家族構成、仕事や最終学歴、ドナーになった理由、ドナーの人柄など色々考え、ドナーを決めました。そこから夫婦での妊活が始まっています。すこしでも夫に近いドナーはいないか、探しました。ドナーを決めるときに、ドナーが特定されないような情報がほしいです。

97：自分のルーツを知りたいと思う子が、提供者には会えなくともどういう人だったかを窺い知れるだけでも自己のアイデンティティ形成に役立つ良いことだと思います。

98：大切な子供を授かるために、ドナーの健康に関する情報は必須だと思います。将来に関わる遺伝子疾患など、他の家族同様に予め知っておくことは当然のことだと思います。ドナーを選択するに知り得たい情報です。また趣味やドナーになった理由なども、同じタイミングで知ることができるとうれしいです。子供にどんな人が精子提供してくれたかは、自主的に本人が望めば、できるだけ伝えてあげたいと思うからです。

99：特定されないのなら開示しない理由は？ドナー側に損がある訳ではないので、開示しても問題なく感じます。

100：人間は自分がどのような人から生まれてきたのかルーツを知りたいと思うのは当然のことだと思います。匿名ドナーであっても、人柄やドナーになった理由など少しの情報があれば、その人を想像することができ、人として望まれて生まれてきたことがわかり、その思いに近づけると考えます。

101：精子提供で生まれた子どもに対して、もちろん小さな頃から話しをしていくが、自分のルーツについて知りたいと思った時に少しでも伝えてあげたいから。

102：子どもには自身のドナー情報を知ってほしいと思うから。特定することができないなら、子どもの知る権利を大事にしてあげるべきだと思うから。

103：なぜ開示できないのかが分からない。開示すると双方にどんな不利益が起こるのだろうか？開示すれば良いと思う。

104：治療を始める前にドナーの趣味やドナーになった理由、病歴などは知りたいです。今回クリオスを利用してもらうことにした理由も自分たちでドナーの趣味や病歴、メッセージなどを見て選択できる、という点は大きかったです。子供に、どうやって生まれてきてくれたかを話す時に、ドナーになっ

てくれた人はこういう人なんだよ。だから選んだんだよ。と伝えたかったからです。今回の法案ではドナーを夫婦などが選択することはできないかもしれませんが、趣味やドナーになった理由だけでも開示してくれたら、なにも無い、何も知らないよりは子供に伝えられることがあると思います。

105：知り得る情報は常に開示すべき。特に物心つきだす学生時代にこういった日々を過ごしてきたか。

106：ドナーと子供の繋がりなので当初から開示すべき

107：ドナーやこども個人の問題を法案として他者が勝手に縛る事自体を疑問に思う所だが、個人が特定されないならば当然何も問題ないと考えるので開示するべきと思う。

108：どんな情報をどこまで知ってからドナーを選ぶのかは、利用者の親としての責任として選択する余地がある。また、ドナーを利用して生まれてくる子供たちが成長した時に、何をどこまで知りたいかはその子供たちにしかわからない。知りたい子もいると思う。知りたい子が知れる環境はあるべきだと思う。

109：精子提供（卵子提供も含む）で生まれた子どもは、少なからず出自を知りたいと考えています。両親のどちらかとは完全に血縁関係にはないので、似ていないところがあって当然です。しかし、精子提供で生まれた子どもは、提供してくれた人と自分の似ているところを探します。提供者を知ったところで、自分の両親は他の誰でもない自分の両親だと子どもは思うと考えられます。大きくなってから自分は精子提供で生まれたと知らされた子どもは、アイデンティティが崩れ、今までの自分は嘘である、両親から隠されていたと、不信感を持ちます。

その為、子どもの性格にもよりますが、思春期までに真実を告知すべきと考えます。開示すべき情報は、個人を特定されない趣味やドナーとなった理由ももちろんですが、お互い同意の上、病院や精子バンクを介して連絡が取れるとお互い話したい事が話せるのではと考えます。"

110：出生の段階で、本人の特定に繋がらないような性格、趣味や特技、病歴等の情報は子どもの為に開示してほしいと思います。

111：相手がどんな人なのか分からないと不安でしかない。ドナーだけでなくレシピエントにも寄り添った内容にすべき。

112：精子、卵子提供をする時にドナーについての基本情報はあってもよいと思う、遺伝子について、病歴、血液型、ドナーになった理由、特技、趣味など、子供が15～18歳になった時に公的機関を介して「ドナーが誰であるのか」を知れるようにしてほしい。

113：自分のアイデンティティを知るにあたって情報は開示すべきだと思う。子が18を過ぎた頃に、自分の性格なども理解するようになり、自分がどこからそういう性格になったのかやはり知りたい時が来るのではないかと思う。その時に親としては伝えられる全ての情報を伝えたいと思う。

114：生まれてくる子は知りたいと出来れば思うから

115：ドナーが特定されない情報はあっても良いと思うから。

116：全く何も知らないより少しでも知ってる方が「こんな人かなあ」とイメージできるし、実際に会えなくても感謝の気持ちをもてる気がする。早ければ早い段階で教えてもらえると、告知の時に併せてより深く伝えられるので、出産時に教えて欲しい。

117：出自について、ドナー本人の特定はしなくとも、ルーツを知りたいと思う子供もいるのではないかと考えます。

118：子どもには自身の遺伝による病気や体質を知る権利があると考えため。

119：ドナーの情報開示を限定することで精子提供が社会的に理解されにくく、閉鎖的になっていくんじゃないか

120：ドナー周辺情報の提供は、ドナーにもデメリットにならず、治療したい当事者にとってもメリットしかないから

121：ドナーが特定されない情報については、ドナーの意向に合わせて可能な限り詳しい情報を、出産後に開示してほしい。(身長、趣味、特技、ドナーになった理由、アレルギー等)

122：ドナーになった理由なんて要らない、病歴は開示して欲しい。

123：提供精子のスクリーニングやヒアリングで判明した、ドナーの病歴や疾患の有無については情報開示されるべき。個人の特定ではなく、子供の命を守るうえで必要な情報が精子保管病院しか把握しておらず、開示の手続きも定まっていない。万が一の緊急時に問合せをしていたら間に合わない場合もあるので、親に共有されるべき。併せて、ドナーの了承を得られるなら、なぜドナーになろうと思ったのか、生まれる子供に対して何か思うことがあるのか、子供が成人後に連絡することは可能か等の情報が共有されると、子供自身がドナーのイメージを持つことができ、ドナーとどう関わるのかを考える際の重要な情報源となる。

124：個人情報開示は無理でも、せめて自分が産まれたルーツを知りたいと子供が思った時点で知らせるべき。病歴は産まれた子供の一生に影響するから特に開示するべき。

125：開示すべきだと思う。当事者になってみないとなかなか想像はしにくい事とは思いますが、出来れば事前に知って選べると言うのが理想だと思います。ドナーさんの情報は、いかなる情報でも知りたくないと言う当事者の方もいらっしゃるかもしれませんが、ある程度の人となりがわかるのは親にとっては安心です。私達夫婦は全く分からない方から提供を受けるのは恐怖心がありました。子供にとっても自分のルーツの一部として、知ることが出来る選択肢を用意したいです。個人が特定されない情報ですので、それさえも知ることが出来ない法案というのはあまりにも酷ではないでしょうか。当事者である私達は精子提供を受けて産まれてきた、もしくは産まれてくるかもしれない子供の事を1番に、数え切れないほどの話し合いを重ね、どうしたら子供が幸せになるかを考えこの治療を受ける決断に至っています。当事者の声を聞いてくださる事をどうかお願いします。

126：前述したように、この種の情報は非常に重要です。やみくもにドナーを選ばなければならず、人となりや少しも想像出来ないというのは恐ろしいことです。より良い親子関係を構築するためには、情報を減らすのではなく、増やすことが不可欠です。議論されている法律は非常に近視眼的であり、精子提供を受ける側の潜在的な負担を増大させます。日本が人口の減少と高齢化に直面していることを考えると、政府は親にとって物事を難しくするのではなく、容易にするように取り組むべきです。

127：ドナー登録した時点、ドナーを選ぶ時点ど情報が欲しいです。パートナーを選ぶ時に知る時の情報量があっというまに過ぎます。その情報がないと正直、言葉は荒いですがレイプと変わらないと思います。例えばCryosさんはとても誠実だと感じますし、そこに登録しているドナーにも通じて同じことが言えます。例えば知り合った人と結婚する場合、本人やその家族の病歴など把握している人はどれだけいるのでしょうか。ましてや、それを求めた場合、パートナーやパートナーの家族に亀裂を与える可能性があると思います。ドナーの場合は感情を逆撫ですることなく、フラットな気持ちで選択することができ、同時に安心感があります。

128：告知の中で、ドナーがどういう趣味だった、どういうことが好きだった、何故ドナーになろうと思ったなどを伝えるのは重要だと考えています。基本的には両親の姿を見て育ってくれるとは思いますが、それにプラスしてドナーがどんな人なのか、子供が興味を持つのは当たり前かと思えますし、それに対して何も答えられないというのは、子供にとってはほかもやした気持ちを残してしまう可能性もあります。もちろん気にしないお子様もいるかと思いますが、やはり与えられる情報は多ければ多いほど子供にも安心感や納得感が与えられると考えていますので、情報の提供は少しでも多い方が良いと思います。

129：自分だったら知りたいからです。知りたいか、知りたくないか、それは子どもが選ぶべき権利です。大人が制限するものではないと思います。子どもが育つ上で情緒が成長していくことは大切だからこそ、産まれてからでもどんな人なのか、という情報を提供を受けた親が知り、子どもの告知へと繋げていくことが大切だと思います。ドナーの情報が一切わからない＝告知する内容がAIDで生まれたという事実のみしか伝えられない、からではないでしょうか。少しでもドナーの情報がわかれば、AIDを使った事実共にこんな人がドナーみたいだよ、と言うこともできます。子どものためにすこしでも情報を知らせるべきです。ドナーが匿名のまま、守れるものはドナーだけです。ドナーがいて、困っている私たちのような夫婦が助けてもらえる、子どもが生まれてくる。この輪の中で守られるのはドナーだけでいいのでしょうか。それぞれの立場を守らない限り、ネットを使った精子提供などそれぞれが自分たちのためや子どものためにと動くのみです。私たち夫婦は子どもの立場も自分たちの思いも守りたいからこそ、海外バンクを使用するしかありませんでした。日本に住んで、悩んでいる人たちがいます。生まれてきて、ドナー情報が一切わからず、苦しんでいる人たちがいます。どうか、それぞれの立場を守ってください。

130：病歴などは子供本人も知りたいはず。なんのために伏せているのか分からない。どこを向いて法案練っているのか。子供のことを考えていると思えない。提供のことを一切伏せられて後から偶然知った世代の当事者の方の声を聞くと、全員が全員、小さいうちから提供のこと、ドナーのことを隠されなかった子の方が絶対幸せと言っていた。告知が当然の現在において、匿名のドナーのみは真っ向から逆行している。非匿名にするとドナーが集まらないのでは、と心配しているのかもしれないが、他国の例を見ても、一時的にドナーが減ってもその後ドナーの質が変わってまたが集まっています。そもそも体外受精が認められれば、凍結精子の人工授精よりも遥かに妊娠率上がるのだから、ドナーの数も少なくともよくなる。凍結精子での人工授精は妊娠率が低く、30回AID受ける人もざらにいる。せっかくのドナーの提供精子も無駄な使い方をしていると思う。心理的にも体の中に提供精子が入ると、受精卵が入ることでは、心理的負担が全く違う。体外受精も早急に認めてください。

131：子どもの妊娠が分かった夫婦にはドナーの趣味、特技、ドナーになった理由、病歴を通知するシステムにしてもらいたい。そうすれば子どもに告知していく際に話すことができ、子どもは精子というものから生まれたのではなく、ドナーな思いやりがあって生まれたのだと感ぜられるのではないと思う。

**■問3で「民間精子バンクが利用できないことに反対」の理由、自由記入欄（回答数142）**

- 1：精子提供を受けたいという需要は高く、提供を受ける方法は多様に用意されるべきだから。
- 2：子どもの出自を知る権利を尊重したく、クリオスに決めました。新しい法案では、この権利が必ずしも保障されない可能性があると考えます。
- 3：ドナー不足になり、家族を持ちたいと考える人の選択肢が減ってしまうため。またドナー不足により、SNS 等での個人間取引が現在より活発になってしまい、子供の出自を知る権利が保証されなくなってしまう可能性が高まるため。
- 4：現在、ドナーが不足していることで SNS などを使い個人間で精子提供を受ける人が増えています。個人間での提供は、提供を受ける女性はもとより、産まれてくる子供にも感染症や遺伝性の疾患などのリスクが高まります。精子提供の需要はこれから減ることはないと思います。民間の精子バンクが使えなくなると、個人間での精子提供を選択する人が増えることになるので反対です。
- 5：審査員の頭の悪い人が考えそうなこと。  
何にも理解出来てないのが見え見えで笑うしかない。何故反対なのかすら、理解出来てない。"
- 6：ただでさえ日本でのドナー不足により、子供が欲しくてもそれが叶わない人が沢山いる。助成金もない、保険診療でもない。AID で子供を授かりたい方がなにもかも制限される必要があるのか。
- 7：現段階の国の認定している医療機関での AID は出自を知る権利は保証されていないし、保険もきかないから。
- 8：更なる精子不足により、sns 上での危険なやり取りが増える。
- 9：利用できなくなることで SNS 上で危険な提供が始まる可能性がある（現に今も SNS での提供が問題になってる）なぜ利用できなくなるのか、どうしてそんな話になったのか政府の方、きちんと答えていただきたい。
- 10：ドナー不足に確実に繋がるからです。また、出自を知る権利を保証している機関がなくなることは、今後の第三者提供の世界を狭め、アイデンティティが崩壊しやすい子供を増やすことに繋がるからです。ドナー不足になれば、個人間提供が増え、これに関する犯罪やトラブルもますます増えるでしょう。そのときはこの法案を通した国会議員の責任です。ご自身たちの決定により、困った国民を増やし、アンダーグラウンドの世界を作ることを自覚してください。そしてその責任はもう一度言いますが、この法案を通した国会議員みなさんの責任です。当事者は反対しています。当事者の意見を聞かずに考えないでください。"
- 11：ドナー精子不足と言われているのに、それらが利用できなくなれば、安全なドナー精子をいただける機会が減るため
- 12：使用しているから。今より選択する権利が減ったら SNS でのトラブルが増えると思うから。
- 13：ドナーの選択肢が減ることにより、AID 治療を望む人が満足のいく治療を受けられない可能性が広がるため。
- 14：SNS での精子提供など、不透明でリスクの高い方法に流れる人が多くなることが予想される。精子バンクを規制したからといって、子供を望む人は諦めるわけではなく、可能な方法を探すだけである。その結果、個人間の精子提供など規制や管理の届かない方法を取りうる。現状でも問題となっている方法を助長させる結果となる。

15：これから無精子症が確実に増えていくのに子どもを持つ選択肢をなくすなんて、日本の将来にとっても、当事者にとってもデメリットしかない。身近な人が当事者になるということを自分に置き換えて考えてほしい。

16：snsなどの精子提供などに頼らざるを得ないため。

17：提供精子を用いての治療でしか子供を授かる事が出来ない人達の選択肢を奪う事になる為。

18：2つ理由があります。

1つは現在自分が海外精子バンクを利用しているため。海外精子バンクは遺伝子検査を細かく実施、開示しており安全性が高く今後も利用したいため。

2つめは、あっせん機関は売買禁止とあるが、あっせん機関は精子を保管するために、検査費、人件費、管理費が必ず必要となる。これらの費用請求が売買に当たるのなら、必ず不採算となるためあっせん機関が減ることを危惧する。診療報酬を請求できるようにするかもしれないが、それなら医療機関のみの運営に限られてしまう。

(母乳バンクも管理費として会費を設定している。臓器移植や骨髄移植に関してもあっせん機関があっせん料や会費を設定している。)"

19：正規でない方法での精子提供が蔓延する可能性をはらんでいるため

20：子供を授かる方法が大事なのではなく夫婦の考えや子供への愛情が大事だと思うので授かる可能性が多い方がいいと思う。

21：無精子症の夫婦の選択肢を狭めることになる為

22：当事者が事実を受け止め前向きに生きていくために、可能性を狭めることが正解だとは思えない。特にAIDが必要な人間のほとんどは本人に非のない抗いようがない原因によるであり、そこを救わずむしろ切り捨てていく方針はあり得ない。私は民間の精子バンクを利用したことはありませんが、上記の理由から反対です。当事者の気持ちに寄り添った政治であることを望みます。

23：現状、精子提供は、人工受精のみになっており、さらに、要望する方が多い過ぎて、治療開始まで2年待ちがざらです。そこを解決しないで、自由度があるクリオスなどの制限するのは、さらに通常の人工受精治療がもっと時間が掛かるものになってしまうので、反対です。

24：無精子症当事者とそのパートナー、生まれてくる子供、ドナー三方を守るため厳しいルールを定めた上で運営している民間の精子提供団体が利用できなくなることで、SNSなどを介した安易な精子提供が増える恐れがある。※ 逆に、無精子症当事者とそのパートナー、生まれてくる子供、ドナー三方を守れないような運営をしている民間の精子提供団体を無くすための動きには賛成

25：無精子症で子供を授かることの出来ない夫婦に対して選択肢の一つを無くしてしまうから

26：選択の幅が狭くなってしまふ為。選択肢が減ると個別に願ひする可能性があり、性病を移されたりする危険性がある。

27：ただでさえ選択肢がない状況なのに選択肢を減らさないでほしいです。

28：ただでさえ選択肢が少なく、さまざまな方法を試行錯誤しているので、これ以上選択の幅が狭まるのは困る。

29：治療の機会を限定すべきではないと思うから。

30：不妊治療（AID）35回受け、3回流産しています。40歳でクリオス利用し、国内産婦人科にて体外受精、1度目の胚盤胞移植で妊娠、現在妊娠8ヶ月です。この治療の選択肢があった事でどれほど救われ

たか計り知れません。これから治療を受けようとする人にも治療の選択肢を残すべきだと思います。

31：こんなにも子供を望んでいる人がいるのにも関わらず、これ以上病院や受け口がなくなってしまうのは本当に困ります。受け口が少なくなったことによって、SNS などでの取引が増え、トラブルや産まれて来る子供達が不幸になったりすることを考えると賛成できません。

32：非閉塞性無精子症などの要因で子が望めない夫婦にとっての唯一の希望手段であること、現在精子提供数が不足している状況を鑑みるとクリオス、民間精子バンクを利用できなくなることは不妊治療を受ける夫婦にとってデメリットでしかない。

33：提供精子ではないと子供を授けられない人もいるため

34：現に、必要としている人がいること。そして、救われている人もいるからです。子どもを授かりたいのに、自分達の力ではできない。でも手を伸ばしてくれている人や機関があることで希望を持てます。諦めなくてもいいことを、急に諦めなければいけないのは苦しいです。

35：どこで提供してもらったら良いのかわからず安易に個人間で提供を望む人が多くなるし、不安を抱えたまま治療に進んでしまいます。

36：国が精子・卵子バンクを整備しないから民間施設を利用している人達が大勢いる。ただでさえ手段が無く、手法も限られているものであることから、これ以上選択肢を狭めるべきではない。取り締まるべきは SNS を介したアンダーグラウンドな取引。これ以上、民間利用に係る規制を強めると、アンダーグラウンドな取引が活発化する懸念がある。そうすると既に提供配偶子を使用し、誕生した命が軽んじられ、それらの人々、家族が不幸な思いをする。無精子症は決して他人事の病ではない。私は臓器提供と同義と考えており、提供可と考える人から医療施設や民間施設を介して、然るべき手続を踏めば良いと考える。

37：AID の選択しかできない夫婦が妊娠できるための選択肢が少なくなるから

38：妥当性のある理由にて使用する方を守る為

39：1.感染症や異母兄弟の心配なく AID ができる権利を奪わないで欲しい。2.日本の精子提供ドナーは減少しており、血液型によっては難しい状況のため。3.これを利用できなくすることにより、SNS 取引など、感染症や異母兄弟の恐れのある取引がさらに蔓延する可能性が出てくるため。

40：精子不足で病院での AID ですら制限がある中で、選択肢を更に狭めることになるから。

41：無精子症夫婦の子どもを持つ権利を奪うことになるため

42：民間の精子バンクがなくても十分な量を公的な方法で確保できるのであれば別だが現状そうならないため

43：困っているのは無精子症の当事者な為

44：ただでさえ選択の幅が狭いのに更に子を望むことが困難になるため。精子不足になるから非匿名は却下されたのに、それよりも精子不足を予想する結果となるため。

45：子どもが欲しい人の選択肢を広げるため。

46：病院での精子提供が今以上に不足し、その結果、裏で非合法に精子をやり取りする人が増加することが考えられ、危険性も高くなるから。

47：日本全国どこの病院でも精子提供を受けられる訳ではないため、住んでいる場所によっては精子提供を受けられる病院に通院することが時間的・金銭的にも困難となり、精子提供を必要としている人が自分に可能な範囲での治療を受ける機会を減らすことになると思います。また、アンダーグラウンドで

の精子のやり取りは危険を伴う可能性も高く、困っている人が安心して治療を受けられる選択肢を減らさない様をお願いしたいです。

48：精子提供でしか子が出来ない夫婦、カップルにとって選択肢が潰えることになる。アンダーグラウンドな SNS の匿名精子提供等に頼らざるを得なくて医療的にも不安な方法になりとても危険。将来の子の出自を得る権利を確保できる補償もなくなってしまい子のアイデンティティクライシスに繋がってしまうので。

49：今、ただでさえ日本国内の無精子症で悩んでいる夫婦の行く末は限られています。子供が欲しくても持てない夫婦の未来を無くさないで欲しい。更に、精子バンクがなくなったら、個人の危ない詐欺紛いの取引はどんどん増えるだろうから。

50：無精子症は、自分たちで選んで進んだ道ではありません。愛する人と結婚をし、子どもを授かる事を望むのは「普通」の事だと思ってます。血の繋がりがあろうがなかろうが、授かった我が子は私たちの宝物です。私たちの唯一の選択肢を無くさないで欲しいです。

51：少ない選択肢を更に狭くして、患者を苦しめる事になります。選ぶ権利はあるはずですが、利用できなくなる事で、その方法で生まれた子どもを否定する事になりかねないため。

52：クリオスの精子バンクを利用しているから

53：無精子症以外の人は、保険適用になったり助成金などもかなり手厚いが、無精子症の人はバンクがないと治療をストップするという一択の選択肢になってしまう。ただでさえ血が繋がらないということが確定となり複雑な思いを抱えているのに、使用できるバンクを選択する権利や選択肢をこれ以上奪わないでほしい。

54：子供を授かる方法が精子提供しかなく、そういった夫婦の未来を奪う事になる。選択肢の一つとして必要不可欠。

55：法案ができることは嬉しいけど、今まで通り利用できなくなってしまう、幅を狭めるのは反対です。今まで通り利用できていれば、生まれてくる命もあったはず。その可能性をなくしてしまうのは、少子高齢化を悪化させるだけではないでしょうか。

56：国営の精子バンクが崩壊しており、精子提供と言う名目の SNS を悪用した個人提供や性犯罪が横行する今、民間の精子バンクを使用不可にする妥当な理由がない。

57：誰しも、子供を持つ権利があると思うから

58：現時点で、AID を行える医療機関が充足しているとは考えられず、加えて医療機関では AID 実施対象者に制限もあると感じています。(同性カップル NG 等)また、はらメディカルさんを除いては人工授精の手段しか実施できず、何度も回数を重ねている事実も周囲でお聞きする話です。今回の法改正案で民間の精子バンクの使用を不可とする理由も、当事者の立場からすると到底納得できるものではありません。使用不可とすることを考えるだけでなく、現状の医療機関における AID の状況とドナーの力を借りても子供を授かりたいと考える当事者の取り巻く環境をよく把握し、何が不十分であるか、その対応策を整備することが先決と考えられると思います。

59：クリオスがあったからこそ、家族を持つ事が叶えられたからです。

60：先行して官営で整備されていて民間での利用を許可しないのならば、理解できるが、官営で整備されていないにも関わらず、民間での利用を制限するのは理解し難い。もし、この技術自体に対する反対なのだとしたら、技術利用自体を制限するべきである。技術利用は OK にも関わらず選択肢を狭めるのは既得

権益からの抵抗があるのではとしか思えず、到底検討されている法に賛同できない。

61：SNS などを通じた身元がよくわからない個人間での精子提供が増え、生まれてくる子どもの福祉が担保されない可能性があると考えます。また、提供時にトラブルや危険なことが起きかねないと思います。

62：自分の子どもを産みたいという女性の希望実現の可能性を減らすことになるから

63：無精子症と診断され、絶望で途方に暮れているところクリオスの存在を知りました。我が子を抱けるかもしれないという希望の光がクリオスさんでした。100 人に 1 人が無精子症の世の中です。無くす必要があるのでしょうか。

64：もし、民間や公的な精子バンクがなければ、個人間で精子をやりとりすることを選択せざるを得なくなる。そうすると、複数人に精子提供しているかもしれない人や妊娠後に金銭を要求する人などトラブルが生じると思われる。血族結婚の可能性も高まる不安がある。

65：民間の精子バンクを利用できなくなった人たちは個人でのやり取りに流れてしまい、その人たちのためにならないから。

66：日本独自の考え方というのであれば、昨今のグローバル社会では民意は得られない。情報ツールは多彩にある。他国の良し悪しを見習って、と考へても日本のこれまでと、これからの現状に合わない。しかし、様々なビジネスチャンスがある中、厳しく取り締まれる法案であってほしい。1人1人違うが当事者にならないとわからないことが多い。なので私は、現状の AID、IVF、ICSI をしてきた医療機関、民間機関の意見に賛同する。多数の報われなかった人たちを見てきていると思うからだ。見てきたからといってすべてを正義とは思わないが、その人たちに関わってきたであろう思いと理念を信じる。全国民から見たら少数かもしれないが、治療という名で、先の見えない AID を何度も重ねるだけしか道がなかった人たちの苦しみは歴史は、本当に長すぎると思う。その分多くの闇を生んだ。せつかく報われて、必死でお金も気持ちも努力し、成功した人たちの未来、これからの悩むであろう人たちの未来は、守るべきだと考えるので反対をする。

67：私はクリオスを使って、出産することができました。同じように苦しんでいる人がたくさんいると聞きます。少しでも子供を持つ選択肢が増えると良いと思います。

68：病院での AID 治療が制限されている中、民間の精子バンクさんたちの存在があるからこそ、無精子症の夫との子どもを持てる希望だからです。民間まで利用できなくなってしまったら、私たちはどうやって家族をつくっていけば良いのでしょうか？我が子を望む気持ちは無精子症の家族も同じです。病院での治療がもっとできる環境にしてほしい、民間の精子バンクさんは今現状必要な存在です。

69：登録医療機関が少ないため民間の精子バンクも必要であると思うから

70：そこでしか提供をうけられない受けられない人もいると思うので。

71：公的な精子バンクがない日本で(私が知らないだけかもしれませんが...)民間の精子バンクを禁止されてしまうと無精子の夫婦や LGBT のカップル、選択的シングルの人たちの子供を持つ方法がほとんどなくなってしまいます。個人間での安全とは言えない精子のやりとりが助長されてしまうと思う。

72：クリオスやみらい生命研究所は、安全だと言える精子バンクだと思います。このような精子バンクが、利用できなくなると、SNS で精子の取り引きをすることを助長することになると思います。それでは、生まれてくる子ども、夫婦にとって幸せなことではありません。私は夫の無精子症で AID を行っていますが、自分たちの今の状況は、ひとつの個性であり、恥ずかしいことだとは思っていません。

子どもが欲しいとっていて、どうすれば生まれてきた子ども、夫婦が幸せになれるか一生懸命考えています。

子どもが欲しいと思う人の選択肢を狭めないでほしいです。"

73：FTM で AID が子供を持つには必要なため

74：無精子症の患者数に対し、精子提供を行うクリニックは少なく、供給が追いついていない。その為、補う供給者として、民間団体は必要。そうでないと、個人間の危険な供給が加速する恐れがある。

75：法整備をしっかりとした上で存続してほしい

76：単純に自分の子供のきょうだいが遺伝的ルーツの違うきょうだいになってしまうというだけでなく、SNS 等での個人間の取引に比べてはるかに安全で子供の出自を知る権利も保障されているクリオスやみらい生命研究所を規制して、個人取引に流れていくことになるだけなのが予想されているのに、なぜこのような法案がたたき台になっているのか理解に苦しみます。

77：子どもを望むカップルの選択肢を狭めることになると思うため反対です。生物学的に二人の子どもを授かることができないカップルに対して子を産み育てることを禁止する理由が私にはわかりません。ドナー提供を受けて子ども産み育てるかどうかは、当事者が考えて決めるべきで、当事者以外の人が口出しするのは違うと思います。少なくとも AID の選択肢がなければ、精神的にもっと辛かったと思います。

78：無性精子の嫁当事者としては、精子提供が生きる希望の一つ。

79：国公立の精子バンクがないので民間がなくなると全ての可能性がなくなってしまうから

80：娘婿が無精子症と診断されました。子どもを授かる方法として、精子バンクを利用するしかないのです。子どもを授かることができない夫婦の事を自分の事のように真剣に考えていただきたいと思います。

81：まともな業者さんを排除したら、闇に潜った取引が横行し、現在よりも状況が悪化すると思います。

82：日本の病院から紹介される精子提供は提供者の情報を開示してもらえないため

83：子どもを産む幸せを奪われてしまうから

84：医療制度が整っていないので、本当に困っている人達が利用することが制限があり利用できない現状を整えるのが先だと思います。

85：利用を強く希望しているため

86：妊娠の機会を減ることにより出産育児する可能性を無くしてしまうことに繋がるため。

87：無精子症患者にとって挙児に至る可能性が下がるため。

88：アンダーグラウンドからの調達は少なくとも避けたい。

89：選択肢がなくなるから

90：挙児の権利は平等に与えられるべき

91：無精子症の治療の選択肢がさらに減ってしまうから。

92：ドナー不足が改善されない点と、匿名のドナー精子で AID を行う選択肢が減る

93：現在私は医療機関で AID を受けていますが、それ以外の選択肢も阻まないで欲しい。

94：感染症等のリスクがない、安全な精子提供を受けたいです。また、子どもを授かることができた後、提供者との間でトラブルになる可能性があるのは不安です。そして、子どもが提供者について知りたいと思ったとき、少しでも情報を伝えることができれば、少しは安心してくれるのではないかと思います。私の彼は FTM です。精子バンクが利用できなければ、SNS で自ら提供者を探します。大切な人と

安心して子どものいる家族を作りたいです。お願いします。

95：公的な気軽に使える機関がないから民間が頑張っている。多種多様な選択肢の1つとしてあるべき

96：クリオスを利用して子供を授かり、現在も子供の兄弟となる受精卵を凍結しているため。また夫が癌で闘病中のため、今後シングルになる可能性もあり、婚姻夫婦以外は治療を受けられないという現在の法案はとても受け入れられません。

97：現状の日本の精子提供より民間の精子バンクの方が我が子のことを想った選択ができると思ったからです。私たち夫婦は・ドナーさんの人柄がわかること・ドナーさんの非匿名者が在籍していること以上2点がわかることで、子どもにしっかりと告知を行うことができると考えます。子どもも伝えられて受け入れましょう。と言われるより、少しでもドナーさんの特徴や性格なども一緒に伝えられることで、自分を照らし合わせ、私たち夫婦とドナーさんというカタチを受け入れやすいと考えます。

また、子どもが自分で考え、ドナーさんと会いたいと本当に思ったときに合わせてあげられる（コンタクトがとれる）環境が準備できるのであれば、それにこしたことはありません。私たちは子どものことを最優先に考えたいと考えたうえで治療に進みたいと思っています。しかし、現状の当事者の思いが伝わっていない制度では、私たちが子どものために準備してあげられるものが少なくなってしまう。この代償を負うのは子どもです。それ以上の愛情で育てていきたいですが、すこしでも子どもが受け入れやすい環境のため、今の日本の精子提供より民間バンクの存続を望みます。"

98：法律上の婚姻関係にある人たちだけでなく、子どもを持てる未来を保障してもらいたいです。

99：ケンブリッジ大学スーザン教授の研究成果(第三者からの精子卵子提供によって子供を授かった場合の子供の心境について)を拝見し、遺伝子的な繋がりが無いからこそ親は一生懸命愛情を注ごうと努力をされていて、子供も愛情を沢山もらっている事を実感していて、遺伝子的な繋がりがある普通の家族より絆が強いということを知りました。当人達が遺伝子的な繋がりに何か特別なこだわりを持っていないならば、精子バンクを利用することは自由だと思います。

100：無精子症の夫を持つため、民間のドナーからの精子提供を考えています。他人の精子で子供を持つことに対しても100%納得していませんが、親族・友人を頼れないため民間精子ドナーが最後の救いです。夫婦の片方の血の繋がりを持つ子供を授かる選択肢がなくなります。反対です。

101：子供を授かる可能性のある道を閉ざさないでほしいから

102：なぜ利用できなくなるのかの理由がわかりません。利用できなくなったら、精子提供でしか授けられない方達はどのような治療をするのか人工授精しかなくなるのか、その後がどうなるのかをはっきりと提示してほしいです。やはり体外受精でないと授けられない方がたくさんいるので、精子バンクを利用している現実をきちんと知ってほしい。少子化と言われているのに、子どもがほしくても誰かの力を借りないと授けられない方達はたくさんいます。無精子症でたくさん苦勞をしている当事者にとってこの法案は、理解ができません。

103：利用できなくする理由が分からない

104：提供を必要とする人は多くいる。精子提供はきちんと法整備が必要であり、ドナーや子供の権利を尊重したかたちで行われるべき。その為にはアンダーグラウンドではなくきちんとした情報管理のできる機関での提供は不可欠

105：無精子症の夫婦が、子どもを産み育てるためにはなくてはならない。

106：夫が無精子症のため、提供精子での不妊治療をしています。提供精子で何度も人工授精を実施して

いますが妊娠に至っておらず、年齢的に治療期間が限られる中で、提供精子での体外授精が残された希望の私にとって、精子バンクなくして治療の継続は不可能になってしまいます。SNS を介した個人提供が横行するのではないかとの心配もあります（遺伝性疾患や感染症の秘匿や何十人へと提供するなどリスクが多い）。

107：今や 100 人に 1 人以上といわれる無精子症患者がいる限り、バンクの利用は絶対的に必要です。晩婚化が進む中で、異常なほど時間がかかり、妊娠率も低い AID だけが治療の選択肢になることは、出生率にも影響し得ると考えています。

またきちんとした組織的なバンクが使えなくなった場合、SNS などでの取引に賭けざるを得ない人が増加していくと思います。バンク使用を取り締まったとことで、無精子患者は減りませんし、晩婚化にも歯止めはかかりません。現実的な選択肢を取り上げられることに反対です。"

108：国や医療機関での提供環境がもっとしっかり整っているならまだしも、今の状況で民間の利用を出来なくするのは、当事者に寄り添えてないように感じます。当事者の選択肢を減らすようなことはしないでほしいです。

109：無精子症夫婦が子どもを授かる為の選択肢を狭めないでほしいです。可能性を奪わないでほしいです。管理された精子バンクを利用できなくなれば、SNS など取引をする人が増える可能性があり危険だと思います。

110：無精子症の最後の選択肢の 1 つだと思います。無精子症でも家族をつくる。子供を産めるチャンス無くして欲しくないです。

111：利用できなくなれば、もっと裏での個人間のやりとりが増え、いろんな危険が伴う。そういったことのないように安全性の保たれた民間の精子バンクができたのに、なぜ無くすのか理由がわからない。

112：無精子症で治療を希望しているため。

113：夫が男性不妊と分かった時は、本当にどん底でした。違う生き方を選べる人もいれけれど、私はどうしても夫と私の間の子どもを望んでいた。日本の医療機関で二児授かることができ、心から嬉しかった。不妊でも挙児を希望するカップルは、将来的にも一定数存在するはず。しかし医療機関でのドナー数が減っている現日本の状況を見れば、設備のしっかりとした精子バンクは絶対に必要。無ければますます闇取引が横行して、産まれる子供の幸せが保証できない。

114：今、クリオスを利用して治療させていただいています。何度も挑戦していますがなかなか妊娠できません。それだけでも気持ち的にも金銭的にも焦っているのに、利用できなくなるかもと怯えながら治療することが心身ともに苦しくて仕方がないです。クリオスを利用しようと思った理由は、生まれてきてくれる子供の出自を知る権利を守りたいこと、自分たちでドナーを選択できることなど、夫婦でたくさん話し合っただけで決めました。決断して進んだ道を閉ざされるのかもと思うと悲しくて仕方がないです。無精子症夫婦や同性カップル、シングルなどが決めることのできる 1 つの選択肢を無くさないで欲しいから、反対です。

115：自分が民間精子バンクで授かることの出来た子供のため、無くなってしまうのは今後困る

116：私も無精子症で子供をさずかることができない中、第三者から精子提供を受けて治療をしている立場から同じ苦しみの人がいる中で、子供を授かりたい人の可能性がなくなるため

117：まだ利用はしていないが、利用させていただく可能性があるため

118：選択肢が減るから

119：民間の精子バンクならではの良い点があると思う。子供のことを考えて、選択肢としてあるべきだと思う。

120：無精子症は1/100人と言われており、子どもを授かりたくても授けられない夫婦が本当にたくさんいます。無精子症の夫婦に残された子どもを授かる方法は、精子提供をしていただくか、養子縁組しかありません。養子縁組をするにはとてもハードルが高いため、精子提供を選ぶ夫婦がたくさんいます。子どもを持たない選択もありますが、それでは少子高齢化を助長させるだけで、日本の税収は逼迫する一方だと考えます。「子どもは宝」ではないのですか？子どもが多ければその分税を納める人は増えます。経済も潤うはずですよ。私達は精子提供で産まれた子どもの気持ちや考え、将来も覚悟した上で精子提供を望んでいます。私達は「子どもが欲しい」ただそれだけなのです。

121：選択肢が狭まる為。

122：倫理面をキチンと学んだ上での利用であれば、SNSなどでの提供より確実に安全な方法だから

123：この治療を必要とする人がいます、海外では法整備されている国もある。何故、日本はいつまでも決まらないのか？今、世の中を騒がせていることも含めて自民党には大いに疑問がある。

124：自分達の子を持つことを諦めなければならないが、それ以外に子を持つことを諦めなくてもいい選択肢の一つになる。そのことに救われる人はたくさんいるから。生まれてきた子も法案に反して生まれてきたなんて思っほしくない。堂々と生きてほしい。

125：私たち夫婦がクリオスに助けられているため

126：精子提供で治療ができる病院は少なく、ドナー不足、出自を知る権利が認められていない。民間バンクが利用できなくなると、病院治療に集中し、ドナー不足に拍車がかかる。精子提供でしか妊娠を望めない立場の人の選択肢、確率を減らさないでほしい。

127：民間精子バンクの利用は、無精子症の夫婦にとって子供を迎え入れる為の貴重な選択肢の一つです。その一つが利用できなくなるということは子供をもつことを絶念せざるを得ないことだと考えます。

128：国有の精子バンクのみになると、国が定めた基準の当事者しか利用することができず、こぼれ落ちた当事者がSNSなどの整備されていない精子提供に流れるため

129：AIDを受けられない者の選択肢がなくなる

130：無精子症という辛い経験の中での望みがなくなるから

131：提供精子で子どもを授かりたいと考える親たちの選択肢を狭めないで欲しいから

132：治療の選択肢が減るから。

133：新しい家族と暮らしたい、という理由ではいけませんか？

134：日本で日本の籍じゃないとAIDの治療が受けないといわれて外国人がすごく困ってます。

135：AID実施病院が精子の確保ができずに治療を中止している事例が国内で出ている。国も病院も対策を取っておらず、このままでは治療を受けることそのものができなくなるため。無精子であっても、私たち家族が望む方法で子供を持つ権利、妻が妊娠・出産する権利を奪わないで欲しい。統一教会への媚売りで民間精子バンクを批判するのであれば、そんな政党には早々にこの問題に関わることをやめていただきたい。国民が抱える課題解決より、自分の利権を優先するような政治家は不要。

136：無精子症で苦しむ夫婦に子供を授かる機会が奪われる

137：反対です。国が精子バンクを運営し、ドナーさんの情報をしっかりと管理することは当事者にとって安心、安全でしょう。しかしながら国営のみの精子バンクに法整備したオーストラリアではドナー不

足により、治療開始まで2年待ちです。不妊治療は時間との戦いでもあるので2年は非常に長く非効率です。私の夫は海外にルーツがあるため、民間の精子バンクが使えなくなることをとても危惧しています。多様性が叫ばれる時代に選択できる、選択肢が複数あるというのは非常に大切なことだと思います。また国営だけになった場合ドナーさんの情報が狭まる事も危惧しています。民間の精子バンクはドナーさんの情報も豊富で夫婦で安心して選択することができました。法整備は早急に必要ですが、どうか当事者から選択肢を奪わないでください。

138：民間の精子バンクの使用を禁止している国では、ドナー精子の提供を受けている人々は地元の政府運営の精子バンクに頼らざるを得ず、その上非常に限られた数の提供者しか利用できないため（ドナーを希望する人がほとんどいないため）、現状非常に長い待ち時間が発生しています。待ち時間が長いということは、女性パートナーが精子提供を待っている間に老化していることを意味し、潜在的な生殖能力の問題のリスクが高まってしまいます。これは、医療費の増加、合併症の増加につながる可能性があります。カップルがまったく妊娠できなくなる可能性さえあります。さらに、提供者に関する限られた情報しか持たない状態で提供者を選ばなければならないという考えは不安です。当たり前ですが出産後、親は何十年にもわたって子供を育てます。Cryosのような民間精子バンクが公開しているドナーに関する詳細な情報は、より良い親子関係の構築に役立ちます。

139：子どもを授かりたいが、パートナー有無に関わらず自分の意思で選択をしたいため。そもそも現代は女性の社会進出で多嚢胞性卵巣症候群の方が増えているようで妊娠がそもそもしづらい。仕事を出産という女性だけが直面する問題なのに、さらに選択肢を狭める理由が分からない。精子バンクを利用することはお金も時間もメンタルもかなり影響を受ける。なのにあえてその選択肢をしている人を蔑ろにして、通常なら後押しをするのが流れではないでしょうか。日本の少子化にあえて、自費で出産に試みる人達は納税者を増やしてくれることにもつながるのに、国の保険や保証もままならない方が頓珍漢です。

140：現在認められているAIDでは、ドナーがどんな人なのか全く知ることができない状況であり、子供が知りたいと思った時に情報を提供できないことは子供の成長やアイデンティティ確立に課題が残ると考えています。例えばその人個人が特定できる情報でなくても、好きなものや考え方、何故精子提供をしたのかなど子供が将来疑問に感じるようなことを少しでも答えられる情報があるのとないのでは、告知の際や、子供の成長に合わせた説明に大きな差が出てくると考えているため、そういった情報の提供があるクリオスさんの利用ができなくなってしまうのは、利用者にとっても将来生まれてくる子供たちにとってもデメリットしかないと考えます。

141：この出自を知る権利を重視しているため、非匿名のドナーが在るべき。これまで日本で主流だった完全匿名ドナーだと、血液型しか分からず、治療の度に違うドナーという事もある。責任を持ってドナーを選ぶこと自体出来ない。

142：精子不足により、AID治療を受けることが難しい家庭が生じると思われるから。